

Beach Volleyball

Uniforms Regulation 2026

公益財団法人日本バレーボール協会
一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟

<2026.2.27>

目次

- 第1条 目的
- 第2条 ユニフォーム
- 第3条 ユニフォームの色彩
- 第4条 ユニフォームの形状
- 第5条 アクセサリーズ
- 第6条 ユニフォームへの表示
- 第7条 表示の禁止
- 第8条 適用範囲
- 第9条 公認メーカー制度
- 第10条 マスキング
- 第11条 その他
- 第12条 改正
- 第13条 施行

参考資料

附則

第1条 目的

本規程は公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という。）、一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟（以下、「JBV」という。）が主催大会に参加するチームのユニフォームに関する事項について定める。

第2条 ユニフォーム

本規程においてユニフォームとは、上衣（トップス、タンクトップ、ランニング、ノースリーブ、半袖・長袖シャツなど）、下衣（ビキニ、ショートパンツ、ハーフパンツなど）のことを指す。

ユニフォームはカラーの異なる（濃淡、明暗が明らかであること）2種類を用意しなければならない。清潔さを保つように心掛け、周囲に不快な印象を与えず競技の品位を保つことに努める。

本規程第5条、第6条2項と3項5号においては上記に加えて一部アクセサリーズ、アンダーウェア（インナー）、スパッツ、レギンス等を含むものとする。

第3条 ユニフォームの色彩

- 1) ユニフォームは上衣（白）下衣（黒）の様に、**デザインも含め**それぞれが同色で統一されていなければならない。黒色と紺色、水色と青色、黄色と黄緑色など曖昧なカラーは同色としないが、経年劣化により色の変化が発生した場合には不問とする。ただし、第2条に記載の通り競技の品位を保つように努めるものとする。

ここでいうデザインとは位置のことを指すが、総柄生地を使用したものは裁断箇所により柄の配置が異なるため不問とする。

ビキニパンツが単色ではなく、仮に白黒のデザインの場合にはショートパンツも白黒とする。カラーの割合はビキニパンツのデザイン比率に近いものとする。

- 2) ユニフォームにおいてメインカラー（主たる色）の指定はしない。ストライプ、ボーダー、迷彩などの色彩を可能とする。その範囲の中にスポンサー広告などで掲示されるカラーについては不問とする。
- 3) 対戦する両チームが同一色（同系色）のユニフォームのときは、レフェリーからユニフォームチェンジが打診され、どちらのチームが着替えるかを決定する。トスによって決める場合もある。チーム事情や更衣の問題等により、解決できない場合は競技委員長に委ねるものとする。

第4条 ユニフォームの形状

- 1) ユニフォームの形状は上衣を同形とし、下衣は不同を認める。例として、サーフパンツなどにおける長短、ビキニパンツとショートパンツの組み合わせなどを可能とする。

第5条 アクセサリーズ

- 1) キャップ、バイザー、バンダナ、ヘッドバンド、サングラス、サポーター、アームバンド、リストバンド、コンプレッションパッド（条件つき）など選手の保護、露出に関するものの着用は許可する。サポーター、コンプレッションパッドなど一定の面積を有するアイテムを「個人」として着用

する際にはデザイン（色）の制限を設けない。ただし選手「2名ともが着用する際」には同色か黒、紺、白、中間色（うすだいたい色等）のみとし不同は認めない。

- 2) アンダーウェア、スパッツ、レギンスにおける長・短の違いは許容範囲とし、どちらか一方の選手だけが着用することを認める。アンダーウェア、スパッツ、レギンスは上衣、下衣に合わせたユニフォームと同色か黒、紺、白、中間色のみとする。加えて選手「2名ともが着用する際」には同色のものとし不同は認めない。

例えば女子選手において1名がビキニパンツの赤を着用している場合、ペアの選手が着用できるスパッツ、レギンスの色は赤、黒、紺、白、中間色となる。

形状は肌とウェアに隙間のないタイプのものに限る。膝上丈のアンダーショーツは立位の状態でショートパンツから見えないようにすること。

※「1) 2)」は国際大会とルールが異なる

- 3) コンプレッションパッドは医師の指示（診断書など）なく着用を認める。

第6条 ユニフォームへの表示

(1) ナンバー

アラビア数字を用いてユニフォーム胸部の左右いずれかと背部中央に「1」または「2」のナンバーを表示しなければならない。ナンバーのカラーは服地カラーと異なる対照的なもの（服地が柄等であって明確な識別が困難なときには台地を付ける）とする。ナンバーは服地に対し視認性が確保されていることを大原則とする。

場所及びサイズは次のとおりとする。

- 1) タンクトップ、ランニング、ノースリーブ、半袖・長袖シャツ

場所 胸部の左右いずれかと背部中央

サイズ 縦 7.5cm（最小限）×字幅 1.5 cm以上 視認性の確保を原則とする

- 2) トップス

場所 胸部の左右いずれかと背部中央

サイズ 縦 4cm（最小限）×字幅 0.8 cm以上 視認性の確保を原則とする

(2) マニファクチャーロゴ

マニファクチャーロゴとはブランドロゴまたはブランド文字を指す。デザインとしてブランドロゴまたはブランド文字が羅列しているものはマニファクチャーロゴとみなす。併せてデザイン自体がブランドのアイコンになっている場合にもマニファクチャーロゴとみなす。アンダーウェア、スパッツ、レギンスにおいても同様とし露出部分においてブランドロゴまたはブランド文字が羅列しているものはマスキング対象となる。ただしユニフォームによって隠れる場合や折り返すことによって露出されない場合には不問とする。

- 1) ユニフォーム全般

数 1 アイテムにつき原則 1 箇所（サングラスなど対のあるものは不問とする）

場所 任意

サイズ 5 cm×4 cm以内 または 20 cm²以内

(3) スポンサー広告

ユニフォームに所属企業、スポンサー広告を複数表示する場合、服地の総面積に対し3分の2以下とする。座布団（文字の下に敷かれた色のついた帯のこと）を使用する場合、座布団の大きさをもってスポンサー広告サイズと判断する。

個人またはチームにおいてウェアスポンサーがある場合には、スポンサー広告と判断しマニファクチャーロゴとしての制限を設けない。

場所及びサイズは次のとおりとする。

1) タンクトップ、ランニング、ノースリーブ、半袖シャツ・長袖シャツ

数 任意

場所 任意

サイズ 300cm²以内

2) トップス、ビキニ

数 任意

場所 任意

サイズ 90cm²以内

3) ショートパンツ、ハーフパンツ

数 任意

場所 任意

サイズ 300cm²以内

4) キャップ、バイザー、バンダナ、ヘッドバンド、サングラス、サポーター、アームバンド、リストバンド、ペーパータトゥー

数 任意

場所 任意

サイズ 72 cm²以内

5) アンダーウェア、スパッツ、レギンス、コンプレッションパッド

広告の露出はできない

(4) プレーヤーネーム

選手はユニフォームに自身の名前を入れることができる。本人以外のネームが入ったユニフォームでの出場は認めない。

数 上衣、下衣どちらも可能

場所 任意

サイズ ユニフォームデザインに見合った大きさにすること

第7条 表示の禁止

ユニフォームに政治的、宗教的または個人的なスローガン、メッセージやイメージを表示してはならない。また同種のものを身体に施している場合も露出しないようにすること。併せて大会の品位を保つため手書きなどのアイテムは認めない。服地、生地に対してプリントが施されたものを用意すること。

第8条 適用範囲

国内大会は Beach Volleyball Uniforms Regulation を基本とする。ただし、BVT1 や国民スポーツ大会など大会毎に決められたユニフォーム規程が定められている場合、その規程に遵守するものとする。

第9条 公認メーカー制度

JVA 公認メーカー以外のアイテムの着用は、暫定措置期間として処理なしでの使用を認める。今後、ユニフォーム規程に公認メーカー制度が施行された場合には従うものとする。

第10条 マスキング

本規程の範囲を超えたものは全てマスキングの対象となる。マスキングはテープ類を用いて規程の範囲内までとするか全てを隠す処置とする。マスキングは競技委員長立ち合いのもと公式練習前までに行う必要がある。

第11条 その他

(1) ユニフォームの支給

大会主催者がユニフォーム（腕章やペーパータトゥー含む）を支給する場合は、それを着用・掲示すること。支給されたユニフォームに個人でスポンサーロゴを印刷または張り付けることは出来ない。支給のない部分においては個人またはチームで用意したものを着用できる。

(2) ユニフォームチェンジ

競技開始後でもタイムアウト、セット間等にユニフォームの着替えを認める。ただし着替える前と異なるユニフォームは認めない。

(3) タトゥー等の露出制限

本規程でタトゥー等の露出制限はしない。ただし各開催地の迷惑防止条例、施設の利用ルール等により制限される場合があるため事前に各開催地のルールを把握しておくこと。仮に大会事務局側から露出の制限を指示された場合、該当選手はそれに従うこと。

(4) 規格外事項

本規程に定めがない事項については各大会実行委員会の判断に従うものとする。

第12条 改正

本規程の改正は、JVA 及び JBV の決議に基づきこれを行う。

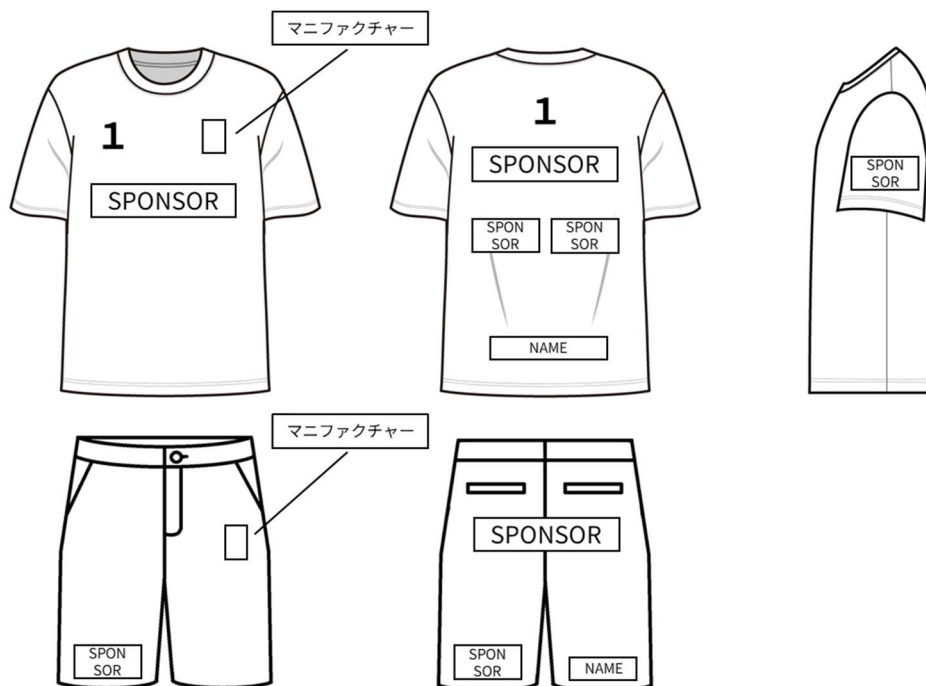
第13条 施行

本規程は、2017年4月1日から施行する。

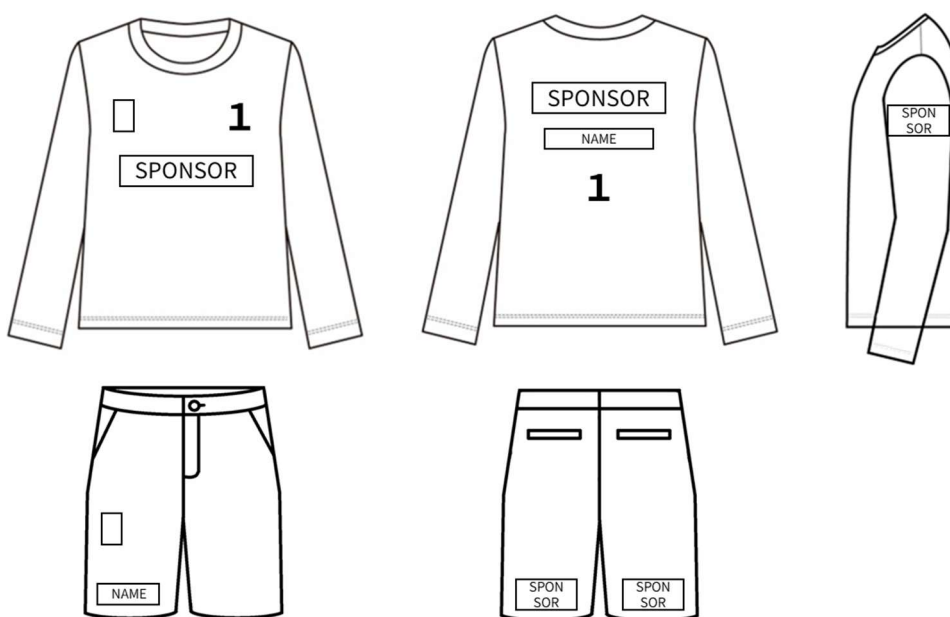
参考資料

A) イメージ

- ・ マニファクチャーロゴは 1 カ所 「5 cm×4 cm以内または 20 cm²以内」
- ・ ナンバーは胸部の左右いずれかと背部中央「縦 7.5cm（最小限）×字幅 1.5 cm以上」
- ・ スポンサー 「300cm²以内」
- ・ ネームはユニフォームデザインに見合った大きさにすること

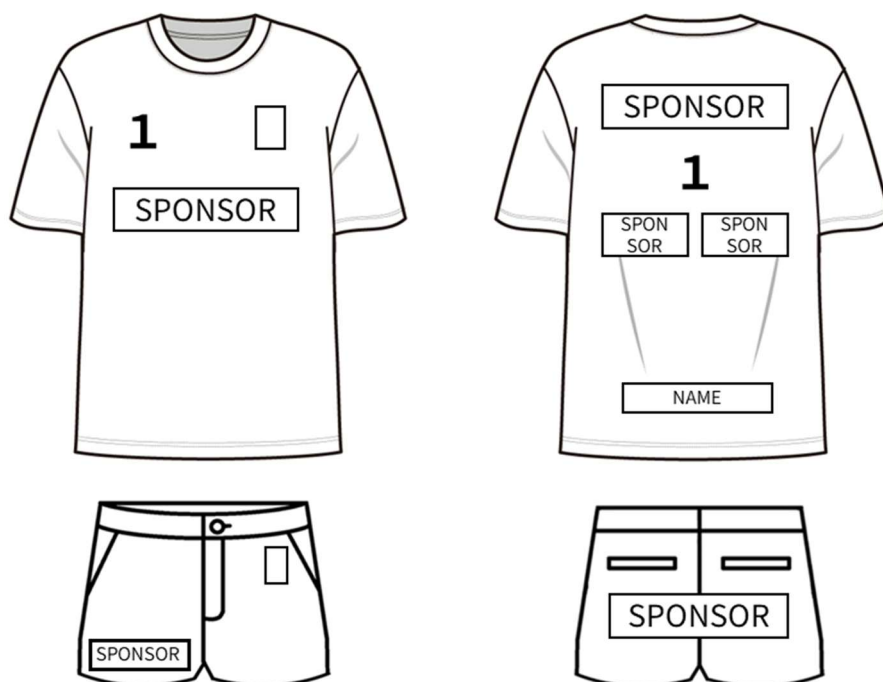


B) イメージ



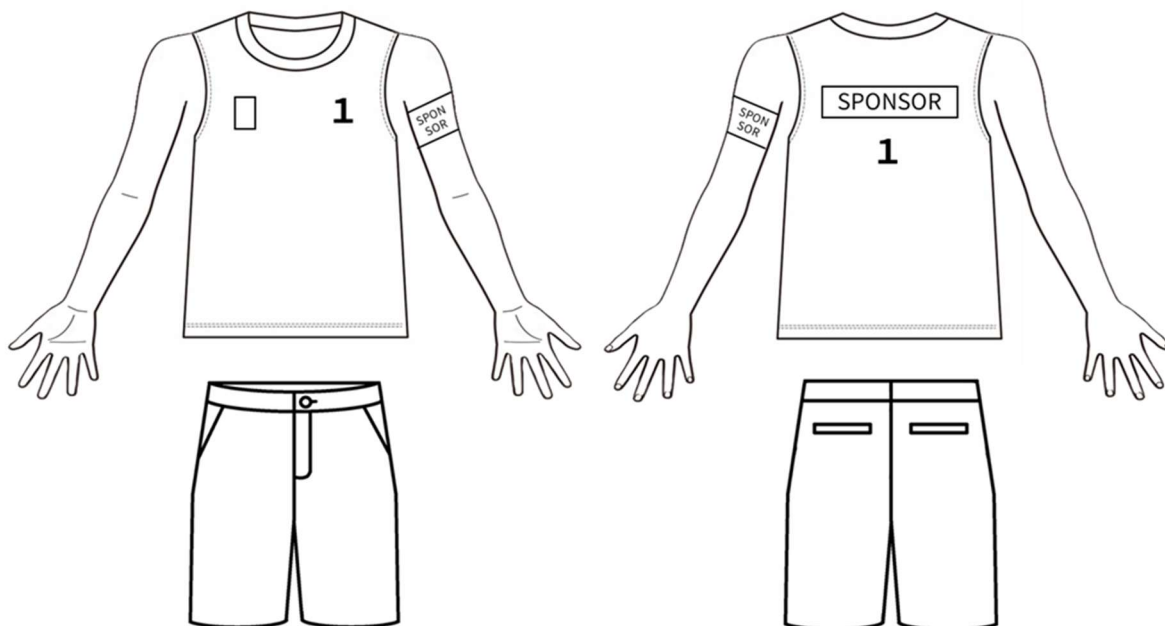
C) イメージ

- ・ショートパンツの スポンサー 「300cm²以内」



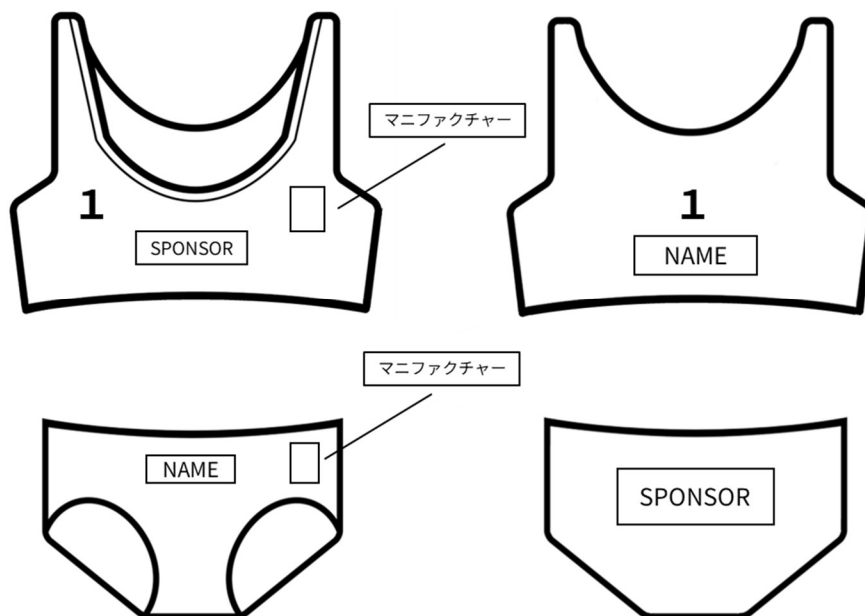
D) イメージ

- ・アームバンドの スポンサー 「72 cm²以内」

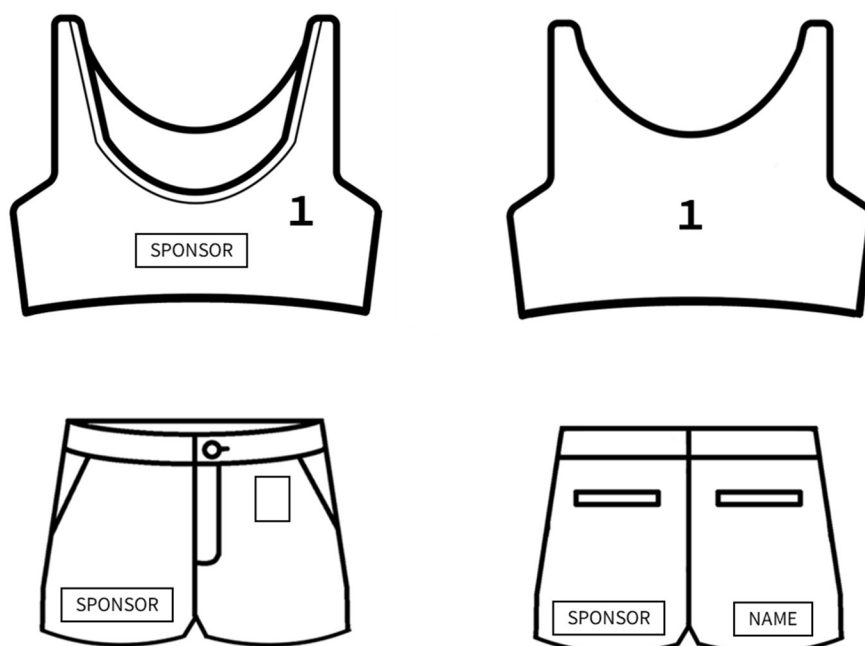


E) イメージ

- ・トップスのナンバー 「縦4cm（最小限）×字幅0.8cm以上」
- ・トップス、ビキニのスポンサー 「90cm²以内」
- ・ネームはユニフォームデザインに見合った大きさにすること



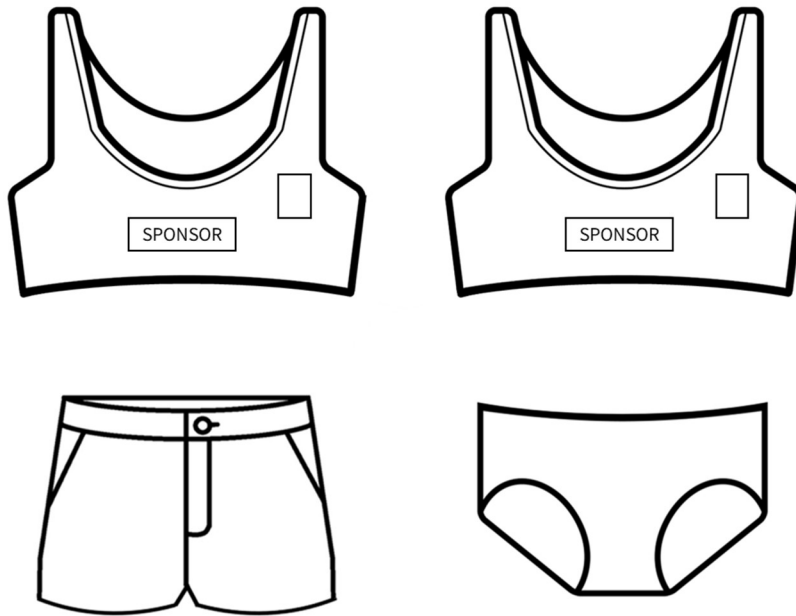
F) イメージ



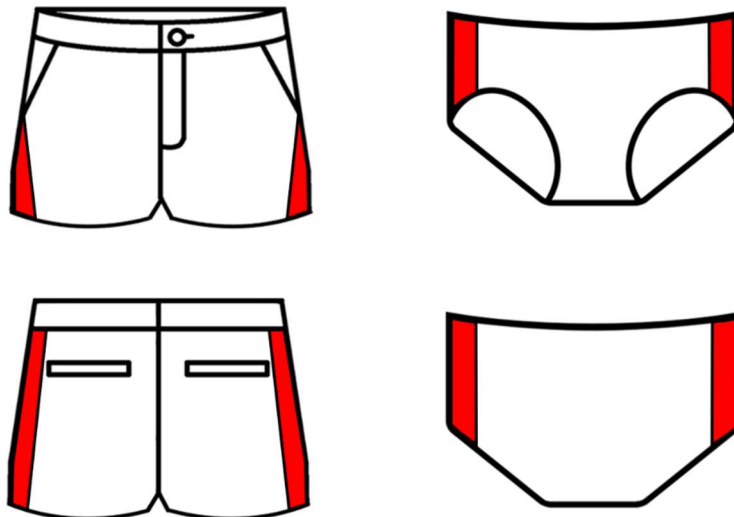
G) イメージ（新たに承認されるもの）

1) ペアのユニフォームが同色であれば異なる形状でも可能とする（下肢のみ）

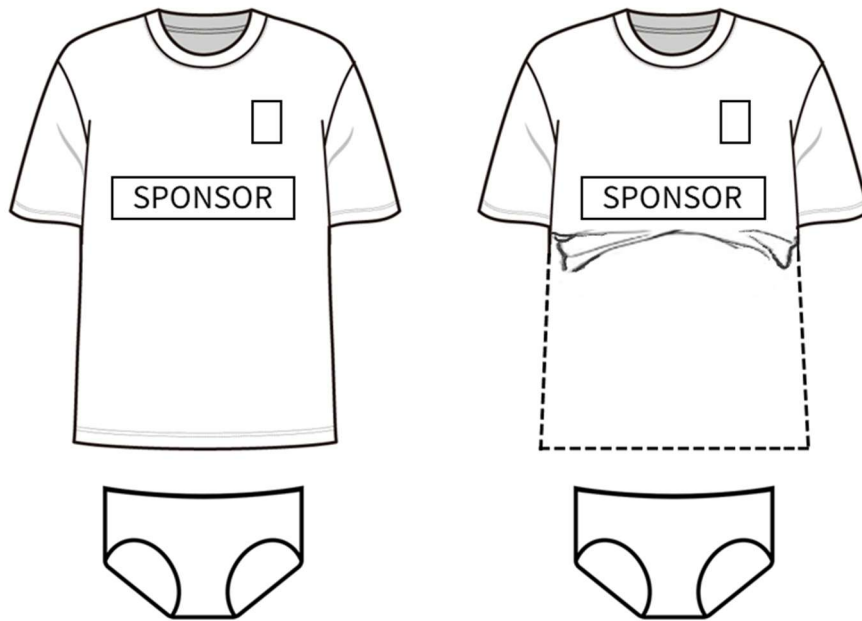
※ビキニパンツが単色ではない場合、ショートパンツもビキニパンツのカラーに合わせる



※カラー、デザインの一部



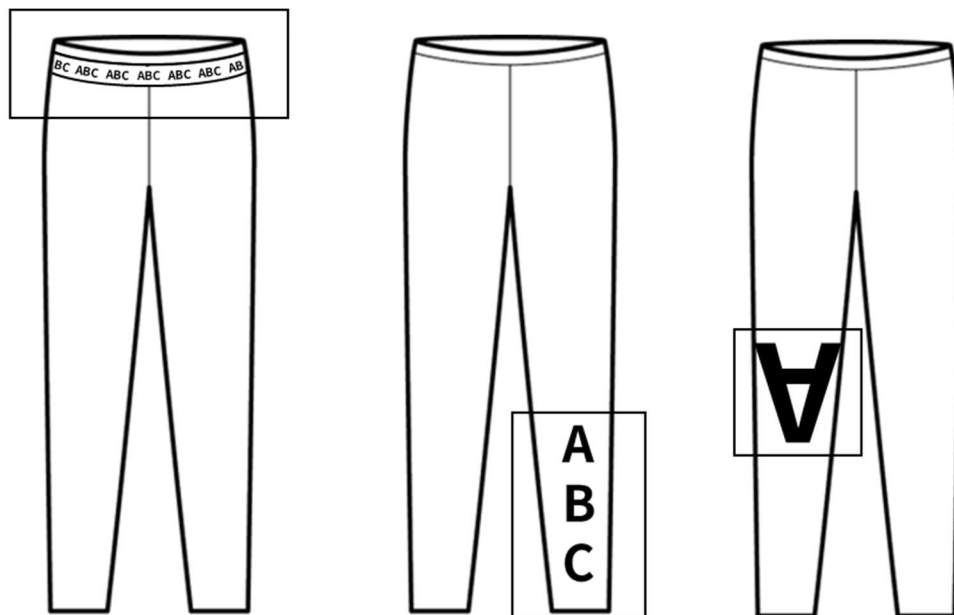
2) めくりあげることも可能とする（ただしナンバーが隠れないこと）



マンファクチャーロゴについて（禁止項目）

デザインとして規定サイズ以上のマンファクチャーロゴ／ブランドロゴが掲示されている

※下記の3例はNGデザイン



附則

2018年4月1日・改正

2019年4月1日・改正

2020年4月1日・改定

2021年4月1日・改定

2022年4月1日・改定

2023年4月1日・改定

2024年2月1日・更新

2025年3月1日・更新

2026年2月1日・改定

2026年2月27日・改定